



佐賀県公報

平成19年
11月19日
(月曜日)
第 12984号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

- 道路の区域の変更 (六二一・道路課) 一
- 平成二十年度歯科技工士試験の実施 (医 務 課) 一
- 大規模小売店舗の変更に關する公示 (商 工 課) 二
- 開発行為に關する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
- 〃 () 四

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十一月十九日から平成十九年十二月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十九日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更新前の幅員メートル 延 長 米 ー ト ル
県道 山崎町切線	唐津市相知町町切字上ホラジ四三七番三地先から唐津市相知町町切字野添九〇二番一地先まで	一九・六 三・八 一〇五・七
	前	後

○ 公 告

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成20年歯科技工士試験を次のとおり行います。

平成19年11月19日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験期日

(1) 学説試験 平成20年2月20日(水) 午前9時から午後4時30分まで

(2) 実地試験 平成20年2月21日(木) 午前9時から午後4時30分まで

2 試験の場所

九州環境福祉医療専門学校 (鳥栖市古野町176番地の8)

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成20年3月31日までに卒業見込みの者

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

<p>(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>4 試験科目</p> <p>(1) 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規</p> <p>(2) 実地試験 歯科技工実技</p> <p>5 試験方法 学説試験は筆記により、実地試験は実技により行います。</p> <p>6 受験願書受付期間 平成19年1月15日(火)から同年1月18日(金)まで(郵送の場合は、同年1月18日の消印のあるものまで受け付けます。)</p> <p>7 受験願書の提出先 佐賀県健康福祉本部医務課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)</p> <p>8 提出書類</p> <p>(1) 所定の様式の受験願書</p> <p>(2) 3の(1)又は(2)に該当する者のうち、卒業した者にあつては卒業証明書、卒業見込みの者にあつては卒業見込み証明書(この場合には、平成20年3月11日までに卒業証明書を提出してください。)、3の(3)に該当する者にあつては歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3の(4)に該当する者にあつては外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類</p> <p>(3) 写真2枚(出願前6月以内に上半身、脱帽、無背景及び正面で撮影した</p>	<p>縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)</p> <p>9 受験手数料 受験手数料36,000円を受験申込みの際、佐賀県収入証紙により納入してください。ただし、郵送により出願する場合は、定額小為替(受取人を指定しないこと。)を添付し、書留としてください。</p> <p>なお、一度納入した手数料は、返還しません。</p> <p>10 合格発表等 合格者については、平成20年3月13日(木)に佐賀県庁玄関前の掲示板にその受験番号を掲示します。</p> <p>なお、合格者には合格証書を交付します。</p> <p>11 試験結果に係る個人情報開示 佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定に基づき、この試験について、受験者は次により自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができます。</p> <p>(1) 開示を行う期間 合格発表の日から1箇月間</p> <p>(2) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課</p> <p>(3) 開示を行う内容 科目別得点及び総合得点</p> <p>なお、本人であることを証明するために、受験票を持参してください。</p> <p>12 その他</p> <p>(1) 受験票は、試験の当日必ず持参してください。</p> <p>(2) 受験願書は、佐賀県健康福祉本部医務課において交付します。</p> <p>(3) 受験手続その他この試験に関する詳細については、佐賀県健康福祉本部医務課(電話 0952-25-7073)に問い合わせてください。</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準</p>
--	--

用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年11月19日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン武雄

武雄市武雄町大字武雄字馬場崎4993 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 17,269平方メートル

(変更後) 21,700平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

店舗建物南側(第一駐車場) 286台

店舗建物西側(第二駐車場) 77台

店舗建物北側(第三駐車場) 48台

店舗建物東側(第四駐車場) 22台

店舗屋上(屋上駐車場) 338台

合計 771台

(変更後)

店舗建物南側(第一駐車場) 137台

店舗建物西側(第二駐車場) 100台

店舗建物北側(第三駐車場) 38台

店舗建物東側(第四駐車場) 22台

店舗屋上(屋上駐車場) 413台

合計 1,116台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

店舗建物南側(第一駐輪場) 50台

店舗建物西側(第二駐車場) 50台

店舗建物西側(第三駐車場) 70台

合計 170台

(変更後)

店舗建物南側(第一駐輪場) 40台

店舗建物西側(第二駐車場) 50台

店舗建物西側(第三駐車場) 108台

合計 198台

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

店舗建物東側 88.5立方メートル

店舗建物南側 53.0立方メートル

店舗建物北側 43.2立方メートル

合計 184.7立方メートル

(変更後)

店舗建物東側 63.20立方メートル

店舗建物南側 36.63立方メートル

店舗建物北側 25.13立方メートル

合計 124.96立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自転車の出入口の数及び位置

(変更前)

建物敷地南側 1箇所

建物敷地西側 2箇所

合計 3箇所

(変更後)

建物敷地南側 1箇所

建物敷地西側 2箇所

建物敷地北西角 1箇所

第五駐車場敷地西側 1箇所

第六駐車場敷地西側 1箇所

合計 6箇所

(3) 変更する年月日

平成20年7月20日

2 届出年月日

平成19年11月1日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年11月19日から

平成20年3月18日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)に到着するように提出してください。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年11月19日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市村田町字二本松25番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市向丘三丁目8番12-405号

中村 市藏

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年11月19日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡基山町大字園部字立花2339番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三養基郡基山町大字園部1644番地1

第二区地縁団体

